

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（第13回）事前照会における意見・回答

番号	区分	意見	回答
読取りテストについて			
1	地方 団体	本市の後期高齢者医療保険料の対応時期は他市Q&Aにもあるとおり、財務会計システムの更改に合わせて令和9年4月からの運用を想定しています。令和8年9月より後に運用開始する場合の団体連動試験等の手続きは現在提示のスケジュールではなく別途提示されるとの事ですが、今回の検討会資料の指定金融機関との読取テストやゆうちょ銀行の納付書審査等についても団体連動試験の枠組みに含まれ、通常スケジュールと別スケジュールでの実施は可能との認識でよろしいでしょうか。	<p>【事務局】</p> <p>金融機関におけるeL-QRの読取りテストは、地方税共同機構の団体連動試験とは別に行っていただくものであり、実施スケジュールは各地方団体と金融機関において個別に調整していただきたいと考えています。</p> <p>【ゆうちょ銀行】</p> <p>「地方税統一QRコードを活用した公金収納」については、地方団体ごとに運用開始時期が異なることが想定されることから、当行からお示ししている審査申請手順の版下原稿等や見本品の提出期限は具体的な年月ではなく、「納付書の使用開始日の〇ヵ月前」といった記載としています。</p> <p>そのため、各地方団体では、運用開始時期（納付書の使用開始日）から提出期限を遡って算出いただいた上で、当該期限に間に合うよう、ご提出をお願いいたします。</p>
2	金融 機関	指定金融機関に直接連絡となる場合、各JAに直接連絡があると想定するものの、各JAではシステム開発を実施していないため、各JA単独で読取テストの対応を行うことが困難と考えられ、農林中央金庫および開発ベンダによる支援が必要と想定します。 この場合、テスト支援対応にかかる開発ベンダ側でのリソース確保・契約対応等を都度実施することが必要になる等、テストを実施する前での調整期間が相応に発生するものと考えられます。 つきましては、地方団体に対して、テストが必要になる場合は、前広にご案内いただきたくお願い申し上げます。	<p>【事務局】</p> <p>今後発出する通知等により、地方団体への周知を図って参ります。</p>
3	金融 機関	テストを依頼する金融機関と調整し読取りテストの期間を十分に確保し、テスト不合格時でも修正・再テスト・再テスト合格を経て発付するよう注意をお願いしたい。	
ゆうちょ銀行における様式審査について			
4	ベン ダー	「地方税統一QRコードを活用した公金納付の開始に伴う納付書の様式審査申請手順【地方公共団体向け】」の3枚目「納付書の審査申請の流れ」には、版下原稿等の提出が納付書の使用開始の7か月前、見本品の提出が納付書の使用開始日の5か月前との記載がありますが、提出期限をせめて3か月前、2か月のように半分に短縮いただくか、または、手順改定の施行日を2026年度からにさせていただく等、審査手順書の再考をお願いいたします。	<p>【ゆうちょ銀行】</p> <p>当該提出期限については、2026年9月以降に使用開始する「地方税」及び「地方税以外の公金」を対象としています。前記内容が分かるよう、審査申請基準に注意点を記載することとします。</p>
5	ベン ダー	ゆうちょ銀行の様式審査について 「地方税統一QRコードを活用した公金納付の開始に伴う納付書の様式審査申請手順」 「既存様式」で変更点が「eL-QR」の印字のみの場合は様式審査不要とされています。納付書の様式変更は伴うが、既に「eL-QR」の開始が始まっている「固定資産税」や「軽自動車税（種別割）」で利用している納付書に切り替える場合も「様式審査」を不要とすることをご検討いただきたくお願いいたします。	<p>【ゆうちょ銀行】</p> <p>現在の納付書から、既に当行で様式審査等が完了した地方税の納付書に切り替えた上で、「税目・料金」名のみ変更する場合は、当行の様式審査は不要です。</p>